

○財務省告示第四百六十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、

平成十五年五月二十日に発行した割引短期国債の

発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年六月九日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号	二	発行の根拠	三	法律及びその条項の適用等	四	発行方法	五	募入決定の方法	六	発行額	七	払込金額	八	最低額面金額	九	振替単位	十	発行日	十一	発行価格
	割引短期国庫債券（第三百二十九回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	三十九年法律第六号）第五条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てて。	額面金額で一兆六千九百九十八億六千万円	一兆六千九百九十七億千三百四十二万二千六百円	千円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年五月二十日	額面金額百円につき九十九円九	十九銭一厘以上のそれぞれの応募価格							

十七	十六	十五	十四		十三	十二
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額	償還期限	価格募入平均
平成十五年五月二十日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	額面金額百円につき九十九円九
				償還金を支払う。	当たるときは、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に
					平成十六年五月二十日	十九銭一厘